

平成 25 年産米に関する福島県管理計画

福島県（以下「県」という。）は、食品衛生法の放射性セシウムの基準値を超過する米が流通しないよう、対象区域において生産される平成 25 年産米について、本計画に基づき管理を行う。

市町村は、対象区域において生産される平成 25 年産米について本計画及び当該市町村が定めた管理計画（以下「市町村計画」という。）に基づき管理を行う。

1 本計画の対象区域

本計画の対象区域は、平成 25 年産米の作付再開準備区域及び全量生産出荷管理区域とし、対象区域で生産される平成 25 年産米について、ほ場毎に台帳を整備して放射性物質の吸収抑制対策及び交差汚染防止対策を徹底した上で、生産量の全量を把握して全袋検査を行う。

(1) 作付再開準備区域

作付再開に向けた実証栽培を行う以下の区域

市町村名	対象区域
川俣町	計画的避難区域
南相馬市	帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を除く区域
飯舘村	帰還困難区域を除く区域
楡葉町	全域
川内村	避難指示解除準備区域及び居住制限区域

(2) 全量生産出荷管理区域

全量生産出荷管理を行うことを前提に作付を再開又は継続する以下の区域

市町村名	対象区域
福島市	旧福島市、旧小国村、旧立子山村、旧平田村、旧松川町、旧水原村及び旧下川崎村
伊達市	旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧月舘町
二本松市	旧渋川村
本宮市	旧白岩村
大玉村	旧玉井村
郡山市	旧富久山町
田村市	避難指示解除準備区域及び旧緊急時避難準備区域
須賀川市	旧西袋村
相馬市	旧玉野村
広野町	全域
川内村	避難指示解除準備区域及び居住制限区域以外を除く区域
いわき市	旧山田村

2 水田管理台帳の整備

市町村は、地域農業再生協議会等と連携し、24年産米の水田台帳や営農計画書（兼）水稲共済細目書異動申告票、農業委員会の農地基本台帳等を活用し、対象区域内で25年産稲を作付した全てのほ場について、生産者名、ほ場の地番、作付面積、作付品種等を記載し、併せて、25年産米の安全確保の観点から市町村が作付自粛を要請したほ場については、その旨を水田管理台帳に記載。

また、市町村は、対象区域の旧市町村毎に、稲の作付を行う農家戸数、作付面積、予想収穫量等を取りまとめ、県に提出。

県は、対象区域における25年産米の生産状況を取りまとめ、県ホームページ上で公表。

（別添）対象区域における25年産米の生産状況

3 生産から収穫前の管理

（1）放射性物質の吸収抑制対策の徹底と確認

市町村は、県の技術対策指針を基本に、対象区域内のほ場の吸収抑制対策の方法を定める。

また、市町村は、放射性物質吸収抑制対策確認票等を活用し、25年産稲を作付する全てのほ場で吸収抑制対策が実施されるよう徹底するとともに、確認票等により吸収抑制対策が実施されたことを確認し、水田管理台帳に記録。

県は、対象区域における吸収抑制対策の取組に対し、必要な指導・支援を実施。

（2）放射性物質の交差汚染防止対策の徹底

市町村は、放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票等を活用し、25年産稲を作付する全ての農家に交差汚染防止対策を徹底。

また、市町村は、25年産稲の作付を行った農家の使用する乾燥・調製機器について、機器を介した異物の混入・付着による汚染の可能性があるかどうかを調査。

調査の結果、原子力発電所事故後に使用していない機器を使用する等、機器による汚染の可能性がある場合には、収穫前までに関係団体等と連携して機器の点検を行うとともに、必要に応じて分解清掃等の対策を実施。

（3）生産・収穫情報の把握

市町村は、7月31日までに、農業共済組合の現地確認等を活用し、水田管理管理台帳に記載された水田での稲の作付の有無及び水田管理台帳に記載されていない作付が無いかを確認し、水田管理台帳に反映するとともに、水田管理台帳を県に提出。

なお、確認の結果、作付面積、農家戸数に変更が生じた場合は、県に報告するとともに、県は別添を修正し、ホームページを更新。

（4）生産者、集荷業者等への周知

県及び市町村は、関係機関・団体と連携の上、本計画及び市町村管理計画の内容に

ついて、生産者や集荷業者等に対し周知を図る。特に、対象区域の米穀が、当該地域で放射性物質の全量全袋検査を受検し、基準値以下であることが確認される前に、出荷販売、譲渡または消費されることが無いよう、以下のようなあらゆる機会を通じて生産者や集荷業者等に対し周知を図る。また、作付自粛を要請したほ場について、当該生産者に対し周知を図る。

- 市町村やJA等の広報誌による周知
- 地域農業再生協議会等と連携し、ダイレクトメールによる生産者への周知
- テレビ・ラジオ等の県政広報番組や新聞等のマスメディアによる周知
- 食糧法に基づく届出事業者を対象とした通知（県内・県外）

4 収穫段階の管理

(1) 乾燥・調製・保管場所等の把握

市町村は、収穫開始までに、管理日誌等を活用し、対象区域内で25年産稲を作付したほ場毎の収穫時期、乾燥・調製場所、乾燥・調製後の保管場所等を把握し、水田管理台帳に記載。

(2) 生産量の全量把握

市町村は、地域協議会（全袋検査を実施するため、市町村や関係機関・団体、集荷業者等で構成する協議会）等と連携し、農家毎に米袋識別コードラベルを配布し、農家が自家保有米を含む全ての米袋にラベルを貼付するよう徹底。

市町村は、米の保管場所等において、農家毎に生産された全ての米袋の数を把握して、水田管理台帳の予想収穫量との整合性を確認。その結果を水田管理台帳に記録。

また、ほ場毎の収穫時期、乾燥・調製場所等が、あらかじめ生産者から提出された管理日誌の内容と異なる場合には、水田管理台帳を修正。それに伴い本計画の別添に変更が生じた場合には、県は別添を修正し、ホームページを更新。

なお、市町村は、生産数量確認を行った米袋について、検査が行われるまで保管場所で保管するよう生産者等に指導。

(3) 交差汚染防止対策の確認

市町村は、収穫・調製後、農家毎に生産量の確認をする際に、放射性物質に汚染された異物の混入・付着防止対策確認票を回収するなどにより、各農家が対策を実施したことを確認し、水田管理台帳に記載。

(4) 共同乾燥施設等での管理

共同乾燥施設等では、複数の生産者の米袋が集まることから、県及び市町村は、検査済みの米袋と未検査の米袋、あるいは異なる乾燥ロットの米袋が混合することを防ぐため、保管場所を区分する等の取組を行うよう、施設の管理者を指導。

5 米の放射性物質検査

県は、対象区域内で生産された25年産米については、出荷販売する米だけでなく、飯

米・縁故米を含めた全量全袋を対象として、厚生労働省の「食品中の放射性セシウムスクリーニング法」に基づき放射性セシウムのスクリーニング検査を実施。

スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベルを超えた米については、県が、ゲルマニウム半導体検出器による詳細な検査（以下「詳細検査」という。）を実施。

（１）スクリーニング検査の管理

ア 検査の実施体制

県は、全袋検査に携わる者が検査方法に関して必要な知識を有するよう、検査業務研修会を開催するとともに、県の研修会を受講し修了証の交付を受けた地域協議会の職員又は協議会構成団体の職員等を検査員として委嘱し、検査員の中から検査運営責任者及び分析業務責任者、分析機器管理責任者を配置して適切な管理体制の下で検査を実施。

イ 適正な実施手法の確保

県は、米の全袋検査が適正な方法で行われるよう、標準検査手順書を作成して検査機器設置場所に配布するとともに、検査運営責任者等が適切な管理を行えるよう、検査の開始前に指導を実施。

市町村は、各検査場所において、標準検査手順書に基づき、各検査場所の条件に合わせて検査手順書を作成。県は、当該検査手順書を確認。

ウ 検査業務の管理

県は、検査業務に関するチェックシートを作成し、検査手順書に従った検査が実施されていることを確認。

また、検査業務に精通した県の職員が、各検査場所の検査業務の助言・指導に当たり、検査開始前及び検査開始後定期的に検査場所を巡回し、適正な検査及び検査結果の管理が実施されているかを点検。各検査場所の検査運営責任者は、必要に応じ改善等を実施。

また、不適切な検査又は検査結果の管理が判明した場合、当該検査場所の検査運営責任者は、原因の究明及び改善措置を実施。特に、検査結果の信頼性に疑義がある場合は、当該検査場所の検査運営責任者は、当該検査場所における検査を停止させる。特に、基準値を超過した米が流通しているおそれのある場合には、米トレーサビリティ法に係る取引記録の確認や直接販売の場合は農家への聞き取り等によって情報を把握し、検査済みの米袋の回収・再検査を実施。当該検査場所においては、適切な改善措置が実施された後に、検査を再開。

エ 検査結果の管理

県は、検査機器が適正に作動していることを確認するため、定期的に放射性セシウム濃度が既知のサンプルによる確認を実施。

（２）検査の実施

ア 検査計画の作成・周知

市町村は、４の（２）により農家毎等の単位で生産量を確認した上で全袋検査を実施。地域協議会と連携し、水田管理台帳の情報等を参考に、検査場毎に全袋検査の実施計画を作成し、検査日程等を通知。

生産者等は、地域協議会からの検査の連絡に基づき、米袋識別コードラベルを貼り付けた米袋を当該地域の検査場所に搬入。

イ 検査の実施

生産者等は、地域協議会からの検査の連絡に基づき、米袋識別コードラベルを貼り付けた米袋を当該地域の検査場所に搬入。

検査員は、搬入された米袋について、検査手順書に則りスクリーニング検査を実施。

スクリーニング検査の結果、スクリーニングレベルを超過した米袋については、スクリーニングレベル以下の米袋と区分して一時保管し、詳細検査により放射性セシウム濃度を測定。

ウ 検査終了した米袋の取扱い

検査員は、検査の結果、基準値以下の米袋には、確実に検査済みラベルを貼り付ける。（以後、当該米袋は出荷販売が可能となる。）

基準値を超過した米袋が発生した場合、検査員は地域協議会及び市町村に、市町村は県に、検査結果が判明した時点で速やかに報告する。また、当該米袋については、地域協議会が確実に隔離して保管。

(3) 検査の実施確認

市町村は、検査結果のデータを速やかに水田管理台帳に反映するとともに、検査状況を管理し、全ての生産者の乾燥・調製後の米が放射性物質の検査が行われているか、水田管理台帳で確認。

県は、検査結果及び検査進捗状況を市町村からの聞き取り等により確認。

6 基準値を超過した米の処分

(1) 処分の考え方

県は、市町村に対し、基準値を超過した米袋について、管理計画に基づき適正に処分するよう指導。

市町村は、地域農業再生協議会等の協力を得て、基準値を超える放射性物質が検出された米袋を区分して保管後、処分。当該米袋を処分後、水田管理台帳に反映。

(2) 処分の実施確認

水田管理台帳に基づき、市町村が基準値を超える放射性物質が検出された米袋の全量が処分したことを確認。